

実習生の国外居住親族（扶養家族）の扶養控除申請について

外国人技能実習生のうち、中国・タイの実習生は、租税条約に関する届出書を税務署に提出後、実習生居住地の市町村役場に届出する事で、日本国内での所得税・住民税が免税となります。

しかし、その他の国（ベトナム・フィリピン・カンボジア）の実習生は日本人同様扶養控除、配偶者控除の申告を行い、適用を受けた後、所得税・住民税を収める必要があります。（企業にて源泉徴収していただきます。）

但し、国外居住親族（扶養家族）の扶養控除申請を行う際、実習生は受入企業に『**親族関係書類**』と『**送金関係書類**』の根拠書類を提示又は提出する必要があります。提示・提出ができない場合は、扶養控除の申請が認められません。

親族関係書類とは？

親族関係書類とは、その名の通り国外居住親族が本当に親族であることを証明する書類で、次のいずれかを提示する必要があります。

（国外居住親族の氏名・生年月日・住所又は居所の記載があるものに限る。）

- ① 戸籍謄本 ② 出生証明書 ③ 婚姻証明書

※注意点 氏名・生年月日・住所等が一枚の証明書で証明しきれない場合には、複数の証明書でその全部を証明する必要があります。

※親族関係書類は1年以上前の発行日のものでも内容に変更が無ければ使用可能です。

※3号で再入国した実習生で、変更がない場合は改めてのご用意はしておりません。

送金関係書類とは？

送金関係書類とは、国外居住親族への送金を証明する書類です。具体的には、以下の2点となります。

- ① 外国送金依頼書の控え ② 資金移動業者が発行する送金明細書等

※注意点 送金関係書類は、扶養親族ごとに用意する必要があります。例えば、**扶養家族が父・母・妻の3人であった場合、3人それぞれに送金をしなければ、全員が扶養家族の対象となりません。**

※組合経由で作成した、SBIレミットカードで送金した場合は、年末までに送金明細書が送られてきます。

※知り合いや代理人を通して送金した場合や、母国の自分の口座宛に送金した場合は対象外となります。